

現代中国の「国家－メディア関係」：改革開放以降の国家と 批判報道

The State-Press Relationship in Contemporary China: the State and Watchdog Press since the Reform

王 冰¹

Bing Wang

¹中山大学コミュニケーションと設計学院 講師

the School of Communication and Design, Sun Yat-Sen University Assistant Professor

要旨 「マスコミの自由に関する四理論」（以下「四理論」と略す）は、自由民主主義国家のメディアが政府を批判、監視する機能を果たすために、「国家の権力やその影響力はメディアを干渉しないと、メディアの所有権が市場競争の原理に基づくという2つの条件が必要不可欠である」と主張する。これにより、「四理論」は自由民主主義国家における「国家－メディア関係」が単純な二項対立的なものであると提示している。しかし、このような単純化した二項対立的な「国家－メディア関係」は中国の事例に適用されていない。権威主義体制の中国では国家は依然としてメディアを干渉し、コントロールしているにも関わらず、党や政府及び社会の不正に対する批判報道（中国語：輿論監督報道）の展開も積極的に支持している。そこで中国の「国家－メディア関係」はこうした二項対立的なものを超え、複雑な様相を呈している。本研究は改革開放以降の批判報道の展開をめぐる国家とメディアの関係を明らかにすることを、目的としている。本研究では改革開放以降の批判報道の展開をめぐる国家とメディアの間では、「協調－対立」という複雑な関係が築かれているという結論が得られた。国家による批判報道への働きかけが、常に支持と規制という二重のものの中で変動している要因としては、国家がメディアの機能について常に国家の代弁者として、あるいは民衆の代弁者として、どちらの役割を優先すべきかという矛盾な態度を抱えていることがあると考えられる。

キーワード 現代中国 国家－メディア関係 批判報道

1. はじめに

改革開放以前、中国共産党（以下は党と略す）や政府いわゆる国家権力はメディアを自身の「喉と舌」、いわゆる単なる代弁道具として位置づけ、メディアの人事権、経営権、報道活動などのあらゆる面を厳しく統制してきた。改革開放以降、メディアの市場化が進んでいる中、国家はメディアの統制に柔軟な姿勢を見せている。まず国家はメディアの経営改革を積極的に進めた。次に国家はメディアが自身の代弁道具としてだけでなく、人民の代弁者としても活動すべきだという認識の変化を示した。

このような国家によるメディアの統制が従来の厳しいものから柔軟化していることを背景に、本研究では改革開放以降の批判報道の展開をめぐる国家とメディアの関係を明らかにすることを、目的としている。具体的に本研究では、国家権力が批判報道にどのように働きかけてきたのか、国家による働きかけは、常に国家による支持と規制という二重のものの中で変動しているのか、国家による支持と規制及びその変動の要因はどこにあるのかという問題点の解明に努めたい。

「マスコミの自由に関する四理論」は国家の権力によるメディアへの働きかけに注目し、自由民主主義国家のメディアが政府を批判、監視する機能（Media's Watchdog Role）を果たすためには、「国家の権力やその影響力はメディアを干渉しないと、メディアの所有権が市場競争の原理に基づくという2つ条件が必要不可欠である」と主張する。しかしながら、権威主義体制の中国では国家が依然としてメディアを干渉し、コントロールしているにもかかわらず、党や政府及び社会の不正に対する批判報道の展開を積極的に支持している。1987年に開かれた党の第13回全国代表大会では党は初めて批判報道を提起して以来、党の第14回、15回、16回、17回、18回大会などでも言及し続けた。しかしながら、党は批判報道を認める一方、始終それに対する規制を行っている。1989年の天安門事件は国家の批判報道をめぐる認識の重要な転換点である。事件後、批判報道に対する規制方針・「プラス宣伝を主とする」方針は党によって提起され続けている。

そこで、本研究では非民主主義国家で一党支配体制の中国では、国家がメディアの批判報道にどのように働きかけているかを考察することを通じて、批判報道の展開をめぐる国家とメディアの関係を明らかにする。本研究では1980年代（1979年～1989年）、天安門事件後（1989年～1992年）、1990年代（1992年～2002年）、2003年以降（2003年～現在に至る）、4つの時期に分けて国家による批判報道への働きかけの実態について歴史的な考察を行う。本研究では用いる分析資料は党や政府及び国家指導者のメディアに関する見解及び言説、党の諸会議の議決、党や政府が発したメディア工作に関する政策文書が中心である。

2. 研究背景と対象及び本研究の意義

2-1 研究背景と対象

1949年に共産党政権が成立して以来、中国メディアは過去の長い間、国家権力の「喉と舌」いわゆる単なる国家の代弁道具として位置付けられた。これは党の革命根拠地時代から提唱され続けてきた。改革開放以降、メディアの市場改革により、メディアの機能も、従来の単一の党の代弁道具としての役割から次第に多様化している。1982年に新聞界は「情報」という概念を導入したことにより、メディア本来の情報伝達機能が回復し始めた。そのため、1980年代に社会や生活及び娯楽情報を伝達する機能を重視する「夕刊紙」、「週末紙」は相次いで創刊、復刊された。それ以外にメディアは民意を表出する機能や党と社会の不正を批判する機能も担うようになった。

こうした国家によるメディアの規制が緩んできた状況の中で、メディアの批判報道が暴発的な発展期を迎えた。改革開放後に初めて紙面に批判報道を載せたのは、1979年に発生した「渤海2号」石油採掘船沈没事故に対する『工人日報』の報道であった。当紙は自社の取材に基づき作成した「渤海2号 石油採掘船沈没事故が何を語ったのか」という記事の中で、事故の原因に官僚主義による人命と安全の軽視があると指摘した。1990年代に入り市場経済の進みに伴うコピー商品や悪質製品の生産、販売などの違法行為、そして貧富や地域の格差や社会道徳やモラルの低下などの問題に対し、メディアは批判報道を盛んに行った。この時期の批判報道は読者から絶大な人気を得ていたため、大ブームとなった。

そこで本研究は中国社会に大きな影響を与えているメディアの批判報道を分析対象とする。国家の公式見解によれば、批判報道とは人民大衆がメディアを通じて党と国家の路線、方針及び政策の執行状況、党や政府の幹部の汚職、腐敗などの行為、社会の各不正現象を監視、批判する報道のことである。

2-2 先行研究と本研究の意義

中国メディアに関する先行研究は、改革開放以降メディアの市場化に伴うメディア機能、報道内容などの変化に焦点を当てて分析したものが多く、例えば、メディアの市場化がもたらしたメディアの情報伝達機能の強化や「暴露報道」の増加などの変化（唐亮、2001）、メディアの市場化に伴う報道内容の部分的自由化、メディア組織の党組織からのある程度の自立、ジャーナリストの党に対する忠誠心の低下、職業理念の台頭などの変化（戴志軒、2006）、1978年以降のメディアの産業面、報道面、イデオロギー面の変化（西茹、2008）などの研究がある。これらの研究はジャーナリズムやメディアの視点を中心にメディアの変化や動向を捉えているものの、国家によるメディアへの働きかけを十分に検討してきたとは言えない。

以上の先行研究の評価を踏まえ、本研究の意義は非民主主義国家で一党支配体制の中国では、国家によるメディアへの働きかけについて再検討しているところにある。中国では国家が依然としてメディアを干渉し、コントロールしているものの、国家や社会の不正に対する批判報道を積極的に支持している。そこで本研究では批判報道に対する国家の支持と規制という2重の働きかけ及びその変動について検討していきたい。

3. 1980年代の批判報道と国家

批判報道は1950年代に最初に現れたものの、文化大革命中にその姿が完全に消えた。改革開放以降の1980年代にはメディアの市場化に伴い批判報道が大きな発展を迎えた。批判報道が初めて党の綱領に盛り込まれたのは、1987年10月に開催された党の第13回全国代表大会（以下、党の第13回大会と略す）であった。その背景には以下のことがあった。

まず、党自身のメディア機能の認識には重大な変化があった。従来、党や政府はメディアを自身の「喉と舌」いわゆる単なる代弁道具として位置付けてきた。1978年12月に開催された党第11期第3回中央委員会総会では、党は政治、思想、組織すべての分野で「思想の解放」を唱えた。このスローガンは、党の従来のマスコミ観にも影響を及ぼした。党の認識の変化は1985年の元党総書記・胡耀邦によるメディアの「人民の喉と舌」論の提起からうかがえる。胡は「党の新聞工作に関して」という談話の中で、「我々の党の新聞事業は、一体どのような性質を持つものであろうか？それに関する最も重要な意義を一言でまとめると、党の新聞事業が党の喉と舌でもあり、当然ながら党の指導のもとにある人民政府の喉と舌でもあり、人民自身の喉と舌でもある。（中略）メディアは党が人民大衆と団結する紐帯、架け橋であり、人民の間、党内外および国内外において情報伝達を行う道具である。（中略）従って、党の新聞事業は上の情報の下への伝達、下の情報の上への伝達、党と人民大衆の団結を強化するための人民大衆の声の反映および各方面から人民大衆の情報需要への満足などの役割を果たすべきである。党の喉と舌でありながら、人民の喉と舌でもある」²と述べた。「人民の喉と舌」論の提起は、要するに国家が従来の「党の喉と舌」論からの脱却を目指すという意味を持つ。つまり、国家はメディアが単なる自身の代弁道具としてではなく、人民の代弁者としての役割を果たすことを容認していると言えるだろう。

次に、1980年代に国家は政治体制改革を主要な任務として提起し、さらに改革の道を模索するためにイデオロギー領域や思想領域の不正に対する批判報道の役割を期待していた。特に党内の胡耀邦、趙紫陽を代表とする改革派の指導者がメディアの報道改革や批判報道に大きな支持を与えた。1980年代に行われた有名な報道工作の「党派性」と「人民性」原則をめぐる論争の中では、改革派は「人民性優先」を主張した胡績偉の論説を支持した。胡績偉は文化大革命中党の絶対的指導を受けたメディアが、党の過ちを加担したと報道機関の誤りを強く反省したとともに、報道が党の指示に従うのみではなく、人民の立場に立つことによって誤りを抑制でき、党派性原則より人民性原則を優先すべきであると主張した。

最後に、1980年代に政治体制改革の最も重要な一環が報道の自由改革であった。党の第13回大会の開催によりその気運が、ピークを迎えた。「新聞法」の制定がその改革の最も重要な動きであった。最初に1979年の上海の『文匯報』による提案をきっかけに、1980年秋に開催された全国人民代表大会では「新聞法」の制定作業が求められた。

以上のことを背景に、1987年の党第13回大会では党中央はメディアの役割について次のように言及した。第1に、社会における協商と対話制度の確立である。その制度の内容について「各級の党政機関が人民大衆の意見を聴取することに基づいて工作を展開してこそ、実際と密接につなげ、過ちを避けることができる。一方、人民大衆の要求と声を常に、順調に上達するルートが必要であればこそ、人民大衆の意見と不満を表出することができる。したがって、社会協商対話制度の建設は上の情報の下達および下の情報の上達を迅速に、順調に、正確に行うことによって、お互いのコミュニケーションと理解を促進することができる」と規定された。国家、地方、基層3つの異なるレベルにおいて党と人民の間に協議し対話する制度を確立する。メディアはその協議対話の重要な1つのパイプとしての役割を果たすべきである。

第2に、党と国家の透明度を増やすことである。党と国家機関の活動の公開度を高め、重大な事件は人民に知らせ、人民に議論させる。これを実現するために、メディアによる党と国家の政務に関する報道を増やすことが有効な手段である。

第3に、メディアの批判機能を発揮させることである。各種の現代化した新聞および報道機関は人民による党の工作への批判意見を取り上げ、官僚主義と各種の不正な気風と闘う批判機能を果たすべきである。

第4に、報道・出版法の制定である。新聞法、出版法、結社、集会及びデモ関連の法律、人民による陳情、具申制度を早急に制定しなければならない。こうして報道機関の取材・報道の自由が保障できる。

以上の内容により、国家はメディアの「人民の喉と舌」いわゆる民衆の代弁者としての機能を認めていると同時に、メディアが人民の党への批判意見を代弁することにより、党や政府を監視、批判する機能を容認していることがうかがえる。党の第13回大会で党中央が初めて批判報道を自身の綱領の中で言及したことは、要するに国家が初めて民衆の批判意見を代弁する批判報道の掲載を正当化させたという意味を持つ。

4. 天安門事件後の批判報道と国家

1980年代における批判報道の発展期は、1989年の天安門事件により終結させた。天安門事件は国家の批判報道に対する態度の重要な転換点となっている。事件後、批判報道に大きな支持を与えた趙紫陽などの改革派が相次いで失脚となり、政治体制改革や報道の自由改革などの措置も一切禁じられることを余儀なくされた。党中央はメディアの「党派性」原則の再強調により、批判報道を党の厳しい統制下に置くようになった。

メディアの「党派性」原則の再強調について、まず、党中央はメディアの「人民性」が「党派性」より優位であるべきだという説を完全に否定した。その代表的なのは、1989年7月18日に『人民政協報』に掲載された全国政協常務委員・呉冷西の「報道世論界の影響は人を深く考えさせる」という論文であった。これは胡績偉の「人民性」優位説に対する真っ向からの批判であった。メディアの「党派性」原則の強調は、要するに「人民性」優先説を否定し、メディアが党のものであるについての強調である。このような論調の下、批判報道のありかたについて、1989年より党指導部が提起した「プラス宣伝を主とする」方針からうかがえる。

「プラス宣伝を主とする」方針について、1989年11月に開かれた新聞工作討論会で党中央宣伝部イデオロギー主管・李瑞環は、「社会主義新聞事業が必ず順守しなければならぬ極めて重要な指導方針である。この方針を堅持することとは、党の路線、方針と政策を正確に、迅速に宣伝し、事実に基づいて社会現実の中の主流を反映し、人民大衆による創造の業績を宣伝することである。こうして人心への励ましのための巨大な精神的力を形成することができ、社会安定に有利する世論環境を形成することができる」³と述べた。党にとっては「プラス宣伝を主とする」方針の中の「プラス宣伝」を判断する基準が、党の統治地位の強化に「プラス」するか否かのことでありと考えられる。党にとっては無論、党の路線、方針、社会の積極的、明るい面の宣伝が党の統治地位の強化にプラスな影響を与えるものであると考えられる。すなわち、党中央はメディアが党の代弁者としての役割を主要な機能として果たさなければならないという認識を示したとかがえる。

この方針下の批判報道について、李瑞環は前掲の講話の中で「新聞が党と人民の偉業をほめたたえるとともに、問題点、消極的マイナス面を批判、暴露すべきである。しかし、新聞報道においては必ずプラス面に対する宣伝報道が主導的地位に占め、批判と暴露報道が副次的な地位に占める。批判報道が、もし数多くて集中すると、その社会的効果が良いわけではない。報道の中の批判の度合いに注意すべきである。(中略) プラス宣伝を主とする方針を正確に、全面的に理解し、実行することが、メディアの批判機能の発揮に直接に関わり、社会主義新聞事業の成功と失敗にも直接に関わっている。プラス宣伝を主とする方針の堅持とメディアの批判機能の正確な発揮は、一致している」⁴と述べた。この方針下で批判報道が提起された要因としては、党は、民衆の批判意見を代弁する批判報道が党の統治地位にマイナスな影響を与えると認識し、その社会的効果を警戒していることがありと考えられる。

以上のように、「プラス宣伝を主とする」方針下の批判報道は、要するに国家はメディアに、批判報道の掲載より自身の代弁者としての機能を優先しなければならないと要求していることがうかがえる。その原因は、国家は批判報道が自身の統治地位にマイナスな影響を与えることを警戒していることがありと考えられる。すなわち国家は、民意の代弁者より国家を代弁するというメディアの役割を強調していることがうかがえる。

5. 1990年代の批判報道と国家

批判報道は天安門事件後一時的に頓挫したものの、1990年代に入り、特に1992年の鄧小平南巡講話以降、国家の支持を再び得て全盛期を迎えた。この時期において批判報道は党の第14回、15回、16回、17回大会などでも言及され続けた。その背景には、1992年の鄧小平南巡講話以降、市場経済のより一層の加速は国家の統治能力の低下をもたらしていることがある。

この時期に、国家は批判報道に対して、自身の一統治手段としての新たな役割を期待するようになった。まず、党政幹部に対するコントロールの強化である。有名な事例は、1990年代後半以降中央政府が唱えた反腐敗キャンペーンであった。反腐敗キャンペーンの中、メディアは重要な役割を果たした。1995年にメディアは北京市元市長・陳希同の腐敗、汚職をめぐる批判報道を大々的に取り上げた。『人民日報』、新華社は同年4月から11月にかけて陳の犯罪活動、党による取り締まりなどを詳細に報じた。

次に社会の不正に対する取り締まりの強化である。国家は市場領域におけるコピー商品、偽物、悪質商品の生産と販売に対する取り締まりを強化するための手段としての批判報道を積極的に支持した。もっとも有名なのは、1992年から国務院と首都の主要報道機関が共催した全国範囲の「質量万里行(商品の品質を万里に渡って監察する)」キャンペーンであった。その目的は市場領域における悪質な商品、偽物、コピー商品の生産と販売に対する取締りであった。活動開始後、全国各地の報道機関は一斉に不良商品の生産個人やメーカーに対して批判を行った。中央テレビ局は早速「毎週の質量報告」という新しい番組を

開設し、全国の医薬品、日用品、化粧品、食品分野の不良品メーカーを实名に暴露した。

この時期の批判報道は転換期の中国社会の様々な問題を取り上げ、民衆価値や公共価値志向の報道理念を目指した。良い例としては中央テレビ局の「焦点訪談」番組を挙げられる。1994年4月に「焦点訪談」は、中央テレビ局によって開設されたニュース解説と評論の番組として、毎晩中央テレビ局第1チャンネルのゴールデンアワーの時間帯に放送されている。番組は「時事問題への追跡報道、ニュース背景への分析、社会事件への解明、大衆的話題への評論」という報道理念を掲げ、地方の党政幹部の不正及び社会問題への暴露、批判内容が中心である。「焦点訪談」の批判内容は、地方幹部による民衆、特に農民の利益損害行為、地方幹部による特権と職権濫用行為、地方政府による利益追求の独走行為に対する批判が中心であった。例えば、1994年に「焦点訪談」は北京郊外の順義県幹部が墓地開発会社に、農民の農耕地を無断に売る行為を暴露した。党中央は「焦点訪談」に巨大な支持を与えた。江沢民、李鵬、朱鎔基などの中央指導者は「毎日欠かさず「焦点訪談」を観る」と述べた⁵。1998年に朱鎔基は番組を視察した際、「人民の喉と舌、政府の鏡、改革の先頭に立っている」と称賛した。中央指導者は番組を見た後、直ちに関係部門に対し幹部への懲罰、問題の早期解決を指示したケースがしばしばあった。

6. 2003年以降の批判報道と国家

しかし、2003年以降批判報道の絶好調は続かず、その勢いが衰えつつある。その大きな要因としては、国家は批判報道に対してさまざま規制を加えていることがある。その背景には、1990年代より国家の支持により、ある程度自立した報道の空間を広げつつあった批判報道は、2000年代に入り、独自の取材をもとに中国の社会から莫大な反響を呼んでいることが国家に警戒されていることがある。最も代表的なのは、2003年の「孫志剛事件」報道であった。

「孫志剛事件」は、2003年3月に湖北省出身、大学卒業後広州で会社員をしていた青年・孫志剛は、身分証明書を携帯していないという理由で市内の派出所へ連行され、収容所で暴行を受けて死亡した事件である。この事件をめぐる批判報道の中で、メディアは批判の矢先を党の政策に向けた。『南方都市报』は同年4月25日に「被収容者・孫志剛の死」と「一公民の死を誰が責任を負うか」2記事の中で、国家の収容・送還条例を引用し孫が収容対象にあたるかどうか報道の焦点を当てた。これをきっかけに全国のメディアは一斉に事件に注目した。『人民日報』、『工人日報』、『北京青年報』、『中国青年報』、新華社、中央テレビ局は「孫志剛事件」を続報した。『工人日報』は5月24日に法律学者と専門家の意見を掲載し、「孫志剛事件」が国家の収容・送還制度の不備、弊害に起因すると指摘した。メディアの批判報道は中国社会の莫大な反響を呼んだ。事件発覚の直後、中国大手のウェブサイト・「新浪」では何千件の書き込みがあった。インターネットでは犯人への懲罰及び収容・送還制度の廃止という要求が噴出した。他方、法学学者や法律専門家も事件の解決に積極的に参加した。メディアの批判報道と社会世論が圧力となった中、6月20日に国務院が収容・送還制度の廃止を公布し、ようやく事件を終結させた。

「孫志剛事件」報道は1990年代以来の国家の批判報道に対する態度を変えさせた一大事である。この報道は批判の矢先を党中央の政策に向けたと同時に、ネットユーザー、法学学者、専門家などの広範囲を巻き込んだことにより、事件を全国的話題にさせ社会に衝撃を与えたため、国家の警戒を招いた。

2003年以降、国家は批判報道に対して以下の規制措置をとっている。国家はメディアが用いる批判手法に対する規制を加えた。2005年に党中央弁公庁が公布した「輿論監督工作のより一層の強化と改善に関する意見」の中で、批判報道の手段である「異地監督（地域を跨る監督）」に対する禁止令が発行された。「異地監督」とは中国メディアが最も行使している報道手段であり、要するに中国のメディア機関が所在地の共産党委員会と宣伝部による2重の管轄を受けているため、地元の不祥事を報じるのは困難となるが、他地域の不祥事を普通に報じることができるとのことである。例えば、広東省の不祥事を地元のメディアが報道することが難しいが、他地域のメディアが普通に報道できる。「孫志剛事件」は全国の大きな反響を呼んだ理由には、メディアは「異地監督」手段を積極的に用いたことがある。全国のメディアによる長期間と広範囲にわたる報道は、警察の横暴に対する民衆の激しい怒りを巻き起こしていた。これは国家が批判報道の展開に「異地監督」の禁止を命じた大きな原因である。

さらに2003年以降、国家は批判報道をめぐる規制に硬軟の使い分けの措置をとっていることが目立つ。「孫志剛事件」報道以降、国家は法律や政策の分野に関わる批判報道を厳しく統制している。そのため、党や政府幹部、公的役人をターゲットとする批判報道も載せられなくなっている。その一方、経済や教育や医療の分野に関わる批判報道は、国家からの規制をある程度少なく受けている。例えば、2006年に全国の批判報道は、党や政府幹部を批判するものが少なく、医療衛生や教育、文化科学の分野に批判の重点を置いたという特徴がある（展江2007）。中には有名な批判報道は北京の雑誌『財経』が医療分野の偽薬を暴露したのものがある。

7. おわりに

本研究では一党支配体制の中国では国家が依然としてメディアを干渉し、コントロールしているにもかかわらず、メディアによる批判報道の展開を支持しないし促進しているという複雑な事象に注目し、改革開放以降批判報道の展開をめぐる国家とメディアの間では、「協調—対立」という複雑な関係が築かれているという結論が得られた。

まず、国家は批判報道に対し、支持と規制という二重の働きをかけていることが分かった。1980年代に国家は政治体制改革の道を模索するために、イデオロギー領域や思想領域の不正に対する批判報道の役割を期待し、特に党内の胡耀邦、趙紫陽を代表とする改革派は批判報道に大きな支持を与えた。1987年に党の第13回大会では党中央は初めて批判報道を自身の綱領の中で言及した。しかし、天安門事件は1980年代の批判報道の発展期を終結させ、国家の批判報道への態度の重要な転換点である。事件後、党中央は「プラス宣伝を主とする」方針の下で批判報道を提起したことにより、再び批判報道を厳しい統制下に置くようになった。1990年代に入り、この状況は一転した。1992年以降、国家は市場経済の急成長に伴う自身の統治能力の低下を直面し、政府幹部や社会へのコントロールを強化する手段としての批判報道の役割を期待するようになった。この時期の批判報道は国家から絶大な支持を得たため、全盛期を迎えた。しかしながら、2003年以降、批判報道の勢いが衰えつつある。「孫志剛事件」報道は批判の矛先を中央政府の政策に向けたため、政府の不満を招いた。それ以来、国家は批判報道に対して様々な規制措置をとっている。

次に、国家による批判報道への働きかけは、常に支持と規制という二重のものの中で変動していることが明らかになった。その要因としては、国家がメディアの機能について国家の代弁者として、あるいは民衆の代弁者として、どちらの役割を優先すべきかという矛盾な態度を抱えていることがあると考えられる。1980年代に国家は、メディアの機能について自身の代弁道具だけではなく、民衆の代弁者でもあるという重要な変化を示したと同時に、自身の不正に対する民衆の批判意見を代弁するというメディアの役割を期待していた。しかし、1989年の天安門事件後、民衆の批判意見を代弁する批判報道が自身の統治地位を脅かすことを警戒していた党中央は、メディアの「党派性」原則を再強調したことにより、民衆の代弁者より自身を代弁するというメディアの役割を優先すべきだという認識を示した。1990年代に入り、国家は急速な市場経済に伴う幹部の腐敗、権力濫用及び貧富格差の拡大や社会分配の不公正などに対する民衆の不満を和らげるために、民衆価値志向の報道理念を目指す批判報道の展開を大きく支持した。しかし2003年の「孫志剛事件」報道はネットユーザー、法学者、専門家など社会の多くの声を取り上げたことにより、中国社会から大きな反響を呼んだ。これは国家から強く警戒された。2003年以来、国家は批判報道に対する自身の指導を強調している。

補注

¹本研究では、中国共産党、中央及び地方政府、国家指導者の公的権力機関や役人などをすべてを「国家」という概念に収める。

²胡耀邦(1985)「關於党的新聞工作」『新聞前線』第5期2-11。

³李瑞雲(1989)「堅持正面宣傳以主動方針」(2012年3月5日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2005-02/21/content_2600300.htmよりダウンロード)。

⁴同上。

⁵伊藤由美(2003)現時点における世論による監督の在り方：中国中央テレビ《焦点訪談》を事例として《中国研究月報》第57期34-41。

参考文献

- Anne, S.Y. Cheung(2007), "Public Opinion Supervision: A Case of Study of Media Freedom in China," *Columbia Journal of Asian Law*, 20(2), pp.358-384.
- 西茹(2008)『中国の経済体制改革とメディア』集広社
- 朱家麟(1995)『現代中国のジャーナリズム：形成・変遷・現状の研究』田畑書店
- 唐亮(2001)『変貌する中国政治—漸進路線と民主化』東京大学出版会
- Cho, Li Fung(2007), *The Emergence, Influence, and Limitations of Watchdog Journalism in Post-1992 China: A Case Study of Southern Weekend*, a Dissertation submitted for the PhD degree in Journalism and Media Studies Centre in The University of Hong Kong.
- F. S. シーバート・T. B. ピータスン・W. シュラム著、内川芳美訳(1966)『マス・コミの自由に関する四理論』東京創元社
- 展江編(2002)『中国社会轉型期的守望者：新世紀新聞輿論監督的語境與實踐』中国海關出版社
- Zhao, Yuezhi(2000), "Watchdogs on Party Leashes? Contexts and Implications of Investigative Journalism in Post-Deng China," *Journalism Studies*, 1(2), pp.577-597.